



もんだい3

全国の児童相談所における児童虐待に関する相談対応件数についての問題です。

2011(平成23)年の相談件数は「児童虐待防止法」施行前の1999(平成11)年の何倍になっているでしょう。



- ① 2 倍
 - ② 3 倍
 - ③ 5 倍
 - ④ 10 倍
- こたえは右下にあります。

まずは「気づく」ことが大切

言うことを聞かない子どもに感情的になり、つい手をあげてしまったという経験がある人は多いのではないのでしょうか。育児にイライラしたり、不安をかかえたりしている人は多いものです。けっして、特別な人が虐待をするわけではありません。

つねに「これは、しつけ?」「虐待になっていないか?」と自分に問い返してみることが大切です。

また、まわりの子どもにも関心をもち、おかしい様子に気づく地域環境をつくることも大切です。

たいたり、大声で脅したりして「しつけ」をすると、その子も親になつたとき、それが「しつけ」と思ってしまうかもね。

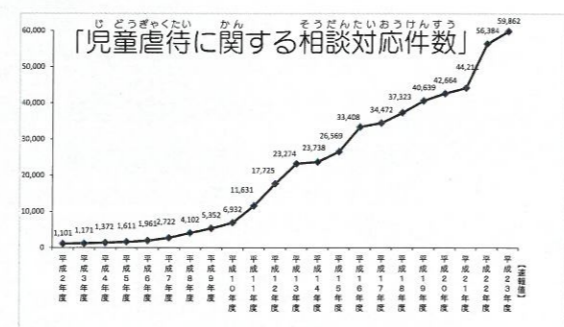
みんなて気をつけないといけなね。



「児童虐待」ってなに?

保護者が自分の保護下にある子どもに対して長期間にわたって暴力をふるったり、世話をしなかったりすることにより、子どもの健やかな成長を大きく妨げる、心身ともに重大な影響を与える行為のことを言います。「児童虐待防止法(2000年施行)」では大きく分けて下の4つに分類されています。

- 身体的虐待**
なぐる・蹴る・溺れさせる・火傷させるなど
- 性的虐待**
性的いたずら・わいせつな写真をとる、みせるなど
- ネグレクト(保護の怠慢)**
食事を与えない・病気になっても病院に連れて行かないなど
- 心理的虐待**
無視する・拒否的な態度をとる・兄弟・姉妹間で極端な差別的扱いをするなど



この十数年で5倍になっています。虐待そのものも増えていますが、それに気づき相談する件数も増えてきたことも原因です。

もんだい3のこたえ(③)

この件に関する 子育て支援課 問合せは ☎ 72-2111 (内線 474)



学習のめあて

メディア機器の発達により私たちは必要な情報をすぐに手に入れるようになりましたが、その弊害も当然出てきます。ここでは「情報」について考えましょう。

ほら新聞にも ネットのルールが必要だよ

情報はすぐに入るのは便利だけど、使い方気をつけないと、いやな思いをしたり、させたりすることがあるよね。それが、とりかえしがつかないケースにつながることも考えられるわね。

この前説明したけど おぼえてるかな インターネットのルール

おぼえています

かんたん

はい

じゃあ けいすげさん

ほかにありませんよ

はい

それから まだ あったつけ

匿名だからって 無責任なことはいけない

有害サイトは クリックしない

正しいメールの使い方をする セキュリティに気をつける 困った時は大人に相談する

はい

じゃあ ゆいさん

インターネットは世界中の誰でも見られるし、一度載ると簡単に削除ができないので、よく考えて使わないとだめね。